

オリックスグループ健康保険組合が保有する個人情報の

利用目的の公表について

1. 被保険者等に対する保険給付に必要な利用目的

＜健康保険組合等の内部での利用に係る事例＞

保険給付及び付加給付の実施

＜他の事業者等への情報提供を伴う事例＞

高額療養費及び一部負担還元金等の自動払い

第三者行為に係る損保会社等への求償

健康保険組合連合会の高額医療給付の共同事業

2. 保険料の徴収等に必要な利用目的

＜健康保険組合等の内部での利用に係る事例＞

被保険者資格の確認並びに標準報酬月額及び標準賞与額の把握

健康保険料の徴収

被扶養者の認定

健康保険被保険者証の発行

3. 保健事業に必要な利用目的

＜健康保険組合等の内部での利用に係る事例＞

健康の保持、増進のための健診、保健指導及び健康相談

健康増進施設（保養所等）の運営

高額医療費・出産費に係る資金貸付事業の実施

＜他の事業者等への情報提供を伴う事例＞

保健指導、健康相談に係る産業医並びに外部機関への委託

医療機関への健診の委託

健康増進施設（保養所等）の運営の委託・共同事業

被保険者等への医療費通知

高額医療費・出産費に係る資金貸付事業の実施

健康保険組合連合会主催の共同事業

保健事業の事業実施（歯科健診、常備薬の配付、健康情報誌等の配付、高齢者訪問健康指導事業等）に係る委託

4. 診療報酬の審査・支払に必要な利用目的

＜健康保険組合等の内部での利用に係る事例＞

診療報酬明細書（レセプト）等の内容点検・審査

＜他の事業者等への情報提供を伴う事例＞

レセプトデータの内容点検・審査の委託

レセプトデータの電算処理のためのパンチ入力、画像取込みの処理の委託

5. 健康保険組合の運営の安定化に必要な利用目的

＜健康保険組合等の内部での利用に係る事例＞

医療費分析・疾病分析

6. 健康保険組合の役職員の人事管理・総務系業務等に必要な利用目的

＜健康保険組合等の内部での利用に係る事例＞

組合役職員の就任・採用

組合役職員の報酬の管理

組合役職員の源泉徴収等の処理

組合役職員の人事考課、人事異動

組合会、理事会の開催時等の連絡

事業所担当者説明会や健康管理推進委員会、その他個別の業務連絡等

7. 特定個人情報について

特定個人情報とは、個人番号（通称マイナンバー）（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む）をその内容に含む個人情報を指します。

特定個人情報は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）により、行政機関等の行政事務を処理する者の間で情報連携を実施する（例：健保組合の扶養認定に際し、市町村より課税・非課税情報の提供を受ける）等、利用範囲が定められており、番号法で定める利用範囲において特定した利用目的を超えて、利用しません。

なお、上記1、2における届出については、個人番号が付され、特定個人情報となる場合があります。1、2で定める利用目的や利用方法で使用する場合、番号法に定める利用範囲外となるため、個人番号をマスキング、削除する等の措置を講じます。

また、当組合の個人情報について、次のように保存管理、廃棄・消去などを行います。

(1)各種届出、申請書類、レセプト等の紙に記載された個人情報については、入力処理が終わった際、当組合の文書管理規程に則り、規定保存年数まで倉庫に保存し、確認等の必要がある時以外は保管場所から持ち出さないこととします。

また、紙以外の媒体による個人情報については、紙以外の媒体による保存に係る運用管理規程に則り、適正に保存管理を行います。

(2)規定の保存年数を経過した個人データや処理が終わり不要となった個人データについては、紙の書類は読みとれない大きさに裁断し、大量個人データの廃棄については、安全性について事前審査を行った専門業者に委託し、溶解処理を行います。

また、パソコンや磁気媒体の廃棄についても、データ消去ソフトによってデータが読みとれないようにして、廃棄またはリース返却します。

なお、当組合が保有する個人情報については、当組合が実施する健康保険事業以外には用いません。

8. その他

<健康保険組合等の内部での利用に係る事例>

健康保険組合の管理運営業務のうち、業務の維持・改善のための基礎資料

健康保険組合の管理運営業務に係る記録資料

適正な経理事務の執行

<他の事業者等への情報提供を伴う事例>

業務の適正処理のための照会又は回答（保険者間の情報交換）

第三者求償事務において、保険会社・医療機関等への相談又は届出等

附 則 この規程は、平成28年3月1日より施行する。